

海岸公園藤塚地区 キッチンカー出店者募集要項

1 募集目的

海岸公園藤塚地区において、キッチンカーによる飲食物の販売を行うことで、公園利用の利便性、快適性を高め、公園及び周辺地区の賑わい創出に資する。

2 出店場所

海岸公園藤塚地区遊具広場 周辺（別添位置図のとおり）
仙台市若林区藤塚字牛道下 38-4 外

3 出店日

別添スケジュール表のとおり

4 営業時間

午前 10 時から午後 4 時 45 分

5 営業品目

飲食物（飲料のみは不可）

6 出店料

出店日総売上（税込）の 15%

ただし特定期間（令和 8 年 7 月 24 日～8 月 23 日）に限り、期間出店登録料 20,000 円
+期間内出店日総売上（税込）の 15%

7 応募要件

以下のすべてを満たすこと。

- ・キッチンカーでの販売であること。
- ・飲食物のみの販売であること。（グッズ等飲食物以外の販売は不可）
- ・使用する水道、電気、ガス等を準備できること。
- ・営業の許可、登録その他必要な資格を有していること。
- ・食中毒発生などの場合の「PL 保険（生産物賠償責任保険）」に加入していること。
- ・事業所所在の市町村税の滞納が無いこと。
- ・暴力団関係者など、反社会的勢力に関わっていないこと。

8 営業にあたっての遵守事項

- ・来園者の安全を確保し、快適な公園利用に配慮すること。
- ・排水、営業ごみは園内で処理せず持ち帰ること。
- ・ゴミ箱は利用者が分かりやすい場所に設置し、回収したごみは出店者が処分するこ

と。

- ・ 火器を使用する場合は、必ず消火器を設置すること。
- ・ 発電機の給油はエンジンを止めてから行うこと。
- ・ 指定された区域以外での営業や過剰な呼び込みを控えること。
- ・ 大量の煙の発生や大音量での BGM など、一般の公園利用の支障となる行為は控えること。
- ・ 取り扱い予定の品目と予定価格を、出店申し込み時にすべて申請し、これ以外の品目の販売を行わないこと。
- ・ 搬出入の時間と経路をあらかじめ許可者と協議すること。
- ・ 営業時間内は原則営業を継続するものとするが、雨天等によりやむを得ず営業を中止する場合は、事前に許可者に相談すること。
- ・ 災害や事故等により閉園する状況となった場合は、許可者からの指示に従うこと。
- ・ 撤去時には設置エリアの原状回復を行うこと。
- ・ 応募要件、申し込み手続き等、本事業に係る規則を遵守すること。違反があった場合、許可を取り消すことがある。

9 申し込み方法

出店日スケジュール表の出店可能日のうち、出店を希望する日を選び、以下の書類を下記宛まで郵送または持参して下さい。

申請内容、申込受付状況により出店をお断りすることがありますので、ご了承ください。

- ① キッチンカー出店申込書兼許可書（様式 1）
- ② 誓約書（様式 2）
- ③ 営業許可書（写）
- ④ 事業所所在の市町村税の滞納が無いことの証明書

○出店料は出店日から 1 週間以内に、申し込み窓口で売上内訳書を添付の上、現金により納入してください。

○災害や公園での事故等により出店できなかった場合、出店料はいただきません。

〒983-0842

仙台市宮城野区五輪一丁目 3-35

公益財団法人 仙台市公園緑地協会 施設管理課

電話 022 (293) 3583

10 その他

この要項に記載のない事項や内容等に疑義が生じた場合は、許可者、出店者双方相談の上定める。